

社会福祉法人の地域における公益的な取組

平成28年4月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、組織経営のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化とともに、地域における公益的な取組を実施する責務が規定されました。

現在は、少子高齢化の進展や人口減少問題、産業構造の変化などにより、生活課題が多様化・複雑化し、地域には既存の制度では対応困難な福祉ニーズが山積しています。このようなかんじ、社会福祉法人には、営利企業等では実施困難で、市場で安定的・継続的に供給することが望めない福祉ニーズへの対応が求められており、県内においても、市町村社会福祉協議会と各種事業を経営する社会福祉法人が連携し、制度の狭間の課題に対する「地域における公益的な取組」が進められています。

令和元年度地域福祉推進トップセミナー

2月7日、盛岡市内で「令和元年度地域福祉推進トップセミナー」が開催されました。本セミナーは、様々な福祉制度の動向や社会情勢に対応すべく、岩手県社協・市町村社会福祉協議会部会及び岩手県社協・社会福祉法人経営者協議会の共催により実施するもので、今年度で3回目となります。

今回は、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をテーマに、県内の関係者127名が参加して開催されました。

講義



講師 文京学院大学
人間学部人間福祉学科
中島 修 准教授

社会福祉法人の連携協働による地域における公益的な取り組みについて

社会福祉法人と地域における 公益的な取組

社会福祉法人は、社会福祉基礎構造改革（以下、「基礎構造改革」）以降、一法人一実践運動を展開し、地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、様々な実践を行つていても、外部への発信を十分にして来なかつたため、残念ながら、世間から活動や法人そのものがあまり認知されていない状況となっています。また、現在は、基礎構造改革以降に設立した法人が多くなり、地域福祉に対する意識が全く

ない法人もあります。そのような中、様々な主体が福祉サービスに参入するようになると、あらためて社会福祉法人の役割が問われるようになり、社会福祉法人は本当に地域で公益的な取組を行つて来たのか、今後は義務ではなく責務として積極的に行つてもらいたいと、世間から厳しい目を向けられるようになりました。

社会福祉法人制度改革で、多くの社会福祉法人が危機感を募らせていたとき、社会福祉法人の存在感を示したのが大阪府社協老人施設部会の生活困窮者レスキュー事業でした。社会福祉法人の皆さんのが9千万円の基金を作り、複数法人による支援を始めたもので、このことにより、あらためて皆さんは社会福祉法人が営利法人と違う役割を示す必要があると

いう認識を持つたのではないでしょか。昨年12月、「地域共生社会に向けた包括的な支援と参加・協働の推進に関する検

地域共生社会の実現のために

現在、地域課題は多様化・複雑化し、独居高齢者の住まい確保や子どもの貧困など、新しい課題が次々と生まれています。また、制度・分野ごとの縦割りの支援ではなくなか解決できない複合的な課題を抱える世帯も増え、国は、地域共生社会の実現のため、それら既存の制度では対応困難な課題に、社会福祉法人が積極的に取り組んでいくことを求めています。



討会」の最終報告において、地域共生社会へのアプローチとして、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの包括的な支援が挙げられました。

「断らない支援」とは、一人ひとりに向き合い本人のニーズを起点とした支援を行うことによって、制度に合わせる支援と相反する支援です。我々は、支援を行うときに制度に当てはまるか、対象となるかを考えがちですが、今後は、高齢、障がい、児童、困窮の区別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援を受けられる新しい地域支援体制を構築していくことが目指されています。

地域の生活課題と社会福祉法人の取組

制度の狭間にある問題や複合的な課題に対応するためには、多分野の専門知識が必要です。社会福祉法人が分野を超えて連携し、地域福祉を専門とする社会福祉協議会が事務局機能を担うことにより、地域課題の見える化や、支援力の向上につながることが期待されます。

様々な生活課題の中で、社会的孤立の問題は今非常に大きなテーマとなっています。イギリスでは、孤独は社会的損失とされ、国を挙げて取り組まれていますが、日本では、まだまだ地域での優先順位が低く、例えば60代の退職した男性が行く当てもなく地域をさまよっていても、高齢出産の女性が一人で子育てに悩んでいても、なかなか手が差し伸べられない状況にあります。しかし、社会的孤立は生活課題の背景にある場合が多く、その解消

を図る取組は非常に重要です。

ひとりもり、社会的支援が必要な単身生活者など、SOSを出しにくい人をどうやって支援していくかということも大きなテーマです。家族のいない、身寄りのない人を誰が支援するのか。本人のニーズを起点とした総合相談を行っていきますが、障がい者など自分の意志を表現する経験の少ない方の意志決定の支援や、安心して話すことのできる居場所がないれば、個人のニーズは減っていきません。

介護離職者の再就職の問題も注目されるところです。父母の介護のために離職し、親の死後50代で貯金がつき、再就職も困難で困窮状態に陥った方をどう支援するか。大阪のレスキュー事業では、その方に社会福祉法人が就労体験の場を与えて本人がボランティア体験、アルバイトを経て徐々に力をつけていき、最終的に就職に結びついたケースがあります。就労準備支援の取組となります。就労した体験の場や、多様な居場所を作つていいことが、社会福祉法人として重要な支援になつてくると思います。

岩手県でも、大阪のレスキュー事業をモデルに、「WATE・あんしんサポート事業」が開始され、生活保護の受給が決定したが保護を受けるまでの生活力のない方、就職が決まったが給料が入るまでに生活費のない方などへの支援が展開されています。

地域の様々な課題に社会福祉法人が連携して関わり、地域住民の交流の居場所や相談しやすい環境をつくり、何かあつ

たときに安心して駆け込むことのできる開かれた施設となる。そして、それらの実践が、地域課題の早期発見、早期対応につながっていく。このような取組を、社会福祉法人に進めていただければと思いま

す。

社会福祉法人が連携して地域の新しい課題にチャレンジ

現在、社会福祉法人の地域における公的取組は各地で展開され、住民の居場所づくり、中間的就労支援、福祉や生活課題に関する学びの場の提供、生活困窮による若者の大学中退を阻止する基金事業など、地域の生活課題や魅力に合った様々なプログラムが生まれています。また、地域住民の理解を図り活動に巻き込んでいくことも重要で、自治会や民生委員など、地域住民と話をする中で地域のニーズを知り、一緒になって企画を考えていく中ですばらしい取組が生まれ、地域のニーズに合った様々な展開がなされています。

全国の2万を超える社会福祉法人がつながれば、公共性・非営利性・公益性を発揮して、柔軟で即応性があり、安定感や信頼性のある多くの取組を行つことが可能です。社会福祉法人の役割として、地域の新しい課題にチャレンジしていくいただきたいと思います。それは、法人では難しいかもしれません。だからこそ、複数法人で取り組み、いろいろなアイディアを考えて、是非社会福祉法人の魅力をどんどん発信していくただければと思います。

実践報告

セミナー後半では実践報告が行われ、紫波町及び奥州市での実践について、次の4

法人から報告がありました。

●地域福祉活動計画策定に基づくCSW配置と法人連携ネットワーク事業の開始について
社会福祉法人紫波町社会福祉協議会
作山 文浩 主任主査

●紫波町社会福祉法人連携ネットワーク事業について
社会福祉法人紫波会
特別養護老人ホームにいやま荘
菅原 裕司 事務長

●社会福祉法人胆沢やまゆり会地域公益活動について
社会福祉法人胆沢やまゆり会
特別養護老人ホームやまゆり会
小原 守 事務次長

●社会福祉法人を対象とした状況調査に基づく公益的な取組の推進
社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
昆野 宏彦 地域福祉課長

講師からは、全体的に仕組みを制度化する意識がやや強く感じられるので、対象者が固定化され支援から漏れる人が生まれないよう、少し柔軟に考えて自由度のある実践をやつはどうか、また、「支え手」「受け手」が固定化しないよう事業を双方向でやっていく発想も欲しいとの助言がありました。

岩手県社会福祉協議会・社会福祉法人経営者協議会(以下「経営協」)では、社会福祉法人の種別を超えた連携・協力により、制度の狭間にいる方々の自立を支援する地域公益活動、「IWATE・あんしんサポート事業」を平成28年度から実施しています。

法人の拡大、相談員の増員を目指します。

これは、高齢者・障がい者等の福祉施設運営を行う県内の社会福祉法人が、市町村社協等と連携・協力して、様々な生活課題を抱える地域住民に訪問相談や現物給付等による支援を実施するもので、相談当日でも対応できる迅速さと柔軟さを特徴としています。これにより、従来は見守ることが主だったケースに対しても、独自の財源を生かしたより効果的な支援を行うことが可能となりました。

また、地域での公益的な取組は、より多くの住民に地域課題の存在を知つてもらうことにつながり、地域全体の福祉の向上にもつながつていきます。

事業開始から、参加法人数及び相談員数は年々増加し、事業が徐々に地域に浸透するとともに、県内の自立支援事業者(市町村社協等)と参加法人の連携が密になり、社会福祉法人による地域の新たなセーフティネットとしての機能が定着しつつあります。経営協では、生活に困窮する方々の窮状に寄り添う支援が行えるよう、地域でのさらなるニーズの掘り起こしや参加

事業の推移

	平成28年度 (モデル事業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (1月末現在)
登録法人数	35法人	63法人	76法人	82法人
相談員数	61名	113名	184名	214名
相談件数	93件	118件	124件	96件
1か月当たりの相談件数	7.8件	9.8件	10.3件	9.6件

IWATE・あんしんサポート事業の内容

- ① 生活困窮世帯等への自立支援
- ② 中間的就労の場「就労準備ボランティア」の実施
- ③ 子どもの居場所「フリースペース」の実施

※支援を行う際は、相談員が必ず対象者の自宅を訪問し、「行って、見て、聞いて」生活状況を確認します。

※支援対象者の自立に向けて、まずは各種制度・サービスの利用支援を検討します。

※生命に関わる緊急性がある場合等、経済的援助(現物給付)を実施しますが、あくまで就労や既存制度により困窮状態が解消されるまでのつなぎとして支援します。

※相談員が所属する社会福祉法人のハード資源・ソフト資源を活用した新たな支援方法を検討します。

相談事例

相談内容

本人(80代男性・認知症)のみの独居世帯。ケアマネージャーからの情報提供。ホームヘルパーが訪問したが炊飯器が壊れており、所持金も食材も全くないため食事を提供できない。

本人(20代女性)、夫、子(0歳児)の3人世帯。夫は他県で働いているが、音信不通となっており、生活費の送金も途絶えたため電力が供給停止。また、夫の借金の返済が滞っており、本人宛に威圧的な催促の電話がかかってくる状況。本人と子の生活の維持と安全の確保が必要。

本人(30代女性)、夫、子5人(小学生3人、未就学児2人)の7人世帯。3人の子が障がい児であり、本人は就労困難。家賃滞納のため住宅を退去させられ、他の住居に転居するが、児童手当を全て転居費用に充てたため、ガス・水道が滞納により供給停止。灯油、ミルク、オムツ、学用品が購入できない。

対応

県外にいる息子に状況を伝え、翌月、生活保護申請等の手続を行うことになったが、それまでのつなぎとして食材を現物給付。また、施設から炊飯器を貸与する。

県内の他市町村にある本人の実家に身を寄せることを提案。本人及び両親の了解が取れたことから、最寄り駅までの乗車券を現物給付。その後、到着先市町村に所属する相談員同行のもと、両親と合流した。

既に停止しているガス・水道代を即日支援。その他の費用は市町村社協と連携の上、助け合い資金等を活用することとした。

※事例の内容は、個人情報保護の観点から一部加工しています。

あんしんサポート相談員養成研修を開催

2月6日、盛岡市内において、「あんしんサポート相談員養成研修」(経営協主催)が開催されました。当日は、県内の特別養護老人ホーム等から職員20名が参加し、IWATE・あんしんサポート事業において生活困窮世帯等の支援活動を行う相談員の役割と、活動に必要な知識の習得を目的に講義等が行われました。

講義1

「地域における社会福祉法人の役割と地域公益活動について」



講師 岩手県立大学
社会福祉学部

宮城 好郎 教授

になります。

法人・組織も、道路を使わせてもらつた

り、出入りの業者があつたり、地域の協力があつたり、そういう中で様々な活動ができるので、個人同様綱の目つながりの中に存在しています。全体がよい状態ならないと自法人の存続や繁栄はあり得ず、そのため、社会・地域への貢献が必要となつてきます。

複数の人がある目的のために集まり、集まつた個々が、目的に向かって実践、奉仕、貢献するのが組織です。今、皆さんは、地域貢献という組織の一つの目的に向かって、実践、貢献しようとしてらるところです。これから相談活動を始めたことが、法人への貢献になり、地域への貢献になる。このイメージで仕事を進めていただけよい

と思ひます。

そして、法人・施設の経営理念は、全ての構成員が同じ価値をもつてタッグを組んで動かしていかなければ、進めて行くことができません。あんしんサポート事業といふ地盤をつくるときにも、相談員個人が取り組むのではなく、法人の理念と合わせて全体で捉えていくことが必要です。

社会福祉法人の日々の業務は、社会に貢献していると言えます。しかし、福祉サービ

組織が地域公益活動、社会貢献活動をなぜするのか

個人は、全く周りと無関係に生きること

はできず、誰かの力を借りて相互に依存・共存しながら暮らしています。仏教用語の「縁起」は、個人を含む世界は全て網の目状につながっており、網の目のどこかにほころびがあれば、いつか構成員である個人もその影響を受けるという思想です。そうであれば、「私」が幸せになりたいなら、周りも全部幸せでなければなりません」ということ

スとして貢献して来て、「これまで本当に地域に回配りして來たでじょか。地域密着」と言いながら、本当に密着して來たでしょか。地域公益活動の義務化を好機と捉え、それを考えるチャンスと捉えてはどうでしょか。これから自分が法人の中で仕事をして存続していくために、縁起の網目の中で考えて、進めて行っていただければと思ひます。

SDGs×あんしんサポート (SDGsとあんしんサポート事業を紐づけた業務の提案)

SDGs(エス・ディ・エス)／持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成され、先進国を含め「あべての国が行動」し、「誰一人取り残さない」とうたっています。

17の目標には、現代社会が抱えている問題が網羅されており、「誰一人取り残さない」という考え方では、社会福祉の理念と通じるものがあります。皆さんの業務とも合致する目標があるので、本事業や日々の業務に紐づけて活動されてはどうでしょうか。

法人の構成員は、法人の理念を胸に落として仕事をしていかなければなりませんが、理念

には抽象的な言葉が並びがちで、多くは分かりにくい内容となっています。理念をSDGsの17のアイコン(目標)と対応させ、整理して分かりやすくすることで、アイコン(法人の理念)を意識して仕事をすることができ、そこからすればないよう日々の業務を改善していくことが可能となるのではないかでしょうか。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17のゴール

～地域住民の生活課題とソーシャルワーク～



講師 岩手県立大学
社会福祉学部
藤野 好美 準教授

閉じこもり、ますます孤立していきます。他人の世話になりたくない、迷惑をかけたくない、現状に問題意識がないなどから、支援を積極的に望まない方や、本人に「困り感」が少なく、生活を変えようと思わない方もいます。

一方で、支援が開始されても、中途半端で解決に結びつかないケースもあります。例えば、「ゴミ屋敷の多くは、孤独感・喪失感が背景となっていますので、ゴミだけを片付け本人の心情にアプローチしないと、その」孤独感を深め状態がリバウンドします。

地域には、介護・孤独死・孤立死、ひきこもり、「ゴミ屋敷」、子どもの貧困、虐待など、様々な生活課題があり、時代と共に変化・多様化しています。例えば、以前のひきこもりの定義は部屋から出でこない人でしたが、現在は、「ドライブなど他者と交わらない形の外出をします。長い間ひきこもりは若者特有の問題とされて来ましたが、平成30年度に国が初めて実施した40歳以上のひきこもりの調査では、全国で推計61万3千人という数値が出ており、若年層より多い結果になりました。また、複数の課題を抱える家庭も増え、障がいのある人の親が認知症になるケース等が増加しています。

生活課題を抱える住民は、人間関係や家族関係の薄さから社会的に孤立している場合が多く、背景には、いじめ等による人間関係のつまずき、他人への不信感、恐怖感、大切な人を失った喪失感等があります。社会的孤立と生活困窮は表裏一体で、社会的孤立により困窮し、困窮によりは、個人を変えようとしているで、環境を変え

地域住民の生活課題

地域には、介護・孤独死・孤立死、ひきこもり、「ゴミ屋敷」、子どもの貧困、虐待など、様々な生活課題があり、時代と共に変化・多様化しています。例えば、以前のひきこもりの定義は部屋から出でこない人でしたが、現在は、「ドライブなど他者と交わらない形の外出をします。長い間ひきこもりは若者特有の問題とされて来ましたが、平成30年度に国が初めて実施した40歳以上のひきこもりの調査では、全国で推計61万3千人という数値が出ており、若年層より多い結果になりました。また、複数の課題を抱える家庭も増え、障がいのある人の親が認知症になるケース等が増加しています。

ソーシャルワークの視点・実践

日本は、個人への支援に偏重し過ぎています。社会福祉六法は、「老人」「身体障害者」「児童」など対象者ごとに分かれ、家族を支援する制度がありません。例えば、障がいのある人の親が認知症になつても、高齢・障がいサービスはそれそれで、家族全体を支えることはできません。また、私たち

の視点など、問題が生じない地域や社会を作るのはどうすればよいか考えることが求められています。今後、多世代を地域で支えに、個人の課題は自分たちの課題であるという視点や、行政に頼らず自分たちが暮らしたい地域を自分たちでつくっていくという意識をもつてもらつことが必要です。



IWATE・あんしんサポート事業についての問合せ先

岩手県社会福祉協議会
福祉経営支援部
電話019-637-4403

るという視点があまりありません。虐待の個別ケースに対応する一方で、社会から虐待を減らす関わりもしなければ、問題の解決は困難です。個人・家族への視点、環境へ

の視点など、問題が生じない地域や社会を作るのはどうすればよいか考えることが求められています。今後、多世代を地域で支えに、個人の課題は自分たちの課題であるという視点や、行政に頼らず自分たちが暮らしたい地域を自分たちでつくっていくこと、生きのう意識をもつてもらつことが必要です。

ソーシャルワークをもとにした取組は、地域の「一」を探ることから始めます。住民の孤独を解消し、人間関係を維持するため、人とのつながりのできる「居場所」をつくることは重要な取組です。居場所に来られない人もいますので、訪問等によりこちらからつながることも大切です。個人の生活課題を軽くする支援を行いながら、住民を巻き込んでいく取組も進めていく。他法人を参考に、身丈に合った支援を行つていただければよいと思します。

研修の後半では、経営協・地域公益活動専門部会補佐員の佐々木善雅氏(特別養護老人ホーム関係・主任生活相談員)から、支援活動の実際について、相談員としての準備や心構え、支援内容や支援の流れなど、事例を交えた説明がありました。複数の課題が世帯の中にあら場合が多いとし、最初のきっかけから始まって世帯の自立を支援し、安定した生活を営めるように関わっていくこと、生活の困りごと、複数課題への関わりになるので、対応力や予備知識を備えておくこと、自らの所属分野を超えて意識を広げていくことなど、業務との向き合い方にアドバイスしました。また、相談や連絡は突然来る、多くが今日明日にも対応できないかという内容と話し、「ぎりぎりになつて相談に来る方は、ぎりぎりまで自分でなんとかしようとしていた方。手立てがなくなんともならないで相談に来た。なんでぎりぎりになるまで相談に来なかつたのか」という視点ではなく、今まで一人でがんばっていたのだという視点で見てほしい。むしろ、相談する力がある方というように捉えていただきたい」と話しました。

説明